

○洲本市結婚新生活支援補助金交付要綱

洲本市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、若年の婚姻等に伴う新生活を支援することにより、少子化対策の強化及び若者の定住促進に資することを目的とする洲本市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、洲本市補助金等交付規則（平成18年洲本市規則第52号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、戸籍法（昭和22年法律第224号）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び交付規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請年度 補助金の交付を申請する日の属する年度をいう。
- (2) 婚姻等 婚姻又は洲本市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和6年洲本市告示第12号。以下「宣誓制度」という。）第2条第3項の届出をすることをいう。
- (3) 夫婦等 申請年度の前年度の1月1日から申請年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦又は宣誓制度第2条第3項の届出をし、洲本市パートナーシップ宣誓届出済証の交付を受けた両当事者をいう。
- (4) 婚姻日等 婚姻届を受理された日又は洲本市パートナーシップ宣誓届出済証を交付された日をいう。
- (5) 住宅 居住の用に供される建物（併用住宅（居住の用に供される部分と事業の用に供される部分とが結合されている建物をいう。）にあつては、専ら人の居住の用に供される部分に限る。）をいう。
- (6) 住居費用 婚姻等を機に、市内に住宅を取得する費用又は市内の賃貸住宅の賃借に係る賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料の合計額をいう。ただし、夫婦等が勤務先等から住宅手当の支給を受けている場合は、当該手当に相当する額を除いた額とする。
- (7) 引越費用 婚姻等を機に、市内に転居するため、引越業者又は運送業者へ支払った引越運送及びこれに附帯する荷造りに要する運賃、料金をいう。
- (8) リフォーム費用 婚姻等を機に、市内の住宅に居住するため、当該住宅の機能及び性能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の費用うち、工事業者に支払

った費用（婚姻日等より前に実施した工事にあっては、婚姻日等前1年以内に実施した工事に限る。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 倉庫、車庫その他の住宅に附属するものに係る費用

イ 門、フェンス、植栽その他の住宅の外構に係る費用

ウ 冷暖房機、洗濯機その他の家電製品等の購入及び設置に係る費用

エ 国、地方公共団体その他これらに準ずる者から助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けている費用

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が適当でないと認める費用

（9） 領収書等 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）に係る領収書その他これに準ずる書類として市長が適当と認めるもの（住宅を取得する費用及び引越費用にあっては、補助対象経費の内訳が確認できるものに限る。）をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する夫婦等の一方とする。

（1） 夫婦等共に婚姻日等における年齢が39歳以下あること。

（2） 夫婦等共に洲本市に住民登録を有し、住所が当該申請に係る住宅の所在地となっていること。

（3） 補助金の交付申請時において、直近の所得証明書における夫婦等の合計所得金額が500万円未満であること。ただし、夫婦等双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合、夫婦等の合計所得金額から、所得証明書と同一期間分の貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

（4） こども家庭庁、県又は市が行う本事業に係る調査に協力すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

（1） 過去に夫婦等のいずれかが補助金（洲本市以外の地方公共団体が交付する結婚新生活支援事業補助金を含む。）その他これに類するものとして市長が認める補助を受けている場合

（2） 補助事業等に関し、国又は地方公共団体から補助を受けている場合

（3） 住民基本台帳法に違反している場合

（4） 洲本市暴力団排除条例（平成25年洲本市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する場合

- (5) 洲本市税等の滞納者に対する補助金の交付の制限に関する規則（令和元年洲本市規則第1号。以下「制限規則」という。）第3条第1項に規定する市税等の滞納者に該当する場合（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、申請年度に支払った住居費用、引越費用及びリフォーム費用とする。ただし、夫婦等の4親等内の血族若しくは3親等内の姻族の關係にあり、又はあった者に対して負担する費用は、補助対象経費に含まれないものとする。

2 住居費用のうち、賃貸住宅の賃借に要した費用の取扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 夫婦等の一方が婚姻日等前に契約し居住していた住宅に他方が後に居住した場合（第3号に該当する場合を除く。）は、婚姻日等後に支払った費用を対象とする。ただし、婚姻日等前から婚姻等を機に、同居を開始したときは、同居開始後（住民票における夫婦等の住所が同一になった日以降）に支払った費用を対象とする。
- (2) 婚姻日等前から婚姻等を前提とせず双方が同一の住宅に居住していた場合は、婚姻日等後に支払った費用を対象とする。
- (3) 婚姻等を機に、新たに賃貸住宅を賃借した場合であって、契約書等で婚姻等を前提に同居していることがわかるときは、同居開始後（賃貸借契約書に夫婦等双方の氏名が記載された日以降）に支払った費用を対象とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる夫婦等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 夫婦等共に婚姻日等における年齢が29歳以下の場合 60万円
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 30万円

（交付の申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、洲本市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書若しくは婚姻後の戸籍謄本又は洲本市パートナーシップ宣誓届出済証
- (2) 夫婦等双方の住民票の写し（発行日から3月以内のものに限る。）
- (3) 夫婦等双方の所得証明書（市区町村が発行する直近の所得を証明するもの）
- (4) 市歳入金情報に関する同意書（制限規則別記様式）

- (5) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し（奨学金を返済している場合）
- (6) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書等の写し（住宅を取得した場合）
- (7) 賃貸住宅の賃貸借契約書及び領収書等の写し（賃貸住宅を賃借した場合）
- (8) 支給された住宅手当額が分かる書類（給与明細の写し又は住宅手当支給証明書（様式第2号））（賃貸住宅を賃借し、かつ、当該期間内に給与を受けた場合）
- (9) 引越費用に係る領収書等の写し（引越費用の補助金交付を申請する場合）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請をもって、当該申請に係る実績の報告があったものとみなす。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、洲本市結婚新生活支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知をもって、当該申請に係る確定の通知を行ったものとみなす。

（請求及び交付）

第8条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、洲本市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第4号）により、補助金の交付を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を洲本市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第5号）により当該交付決定者に通知し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（報告等）

第10条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

洲本市長 様

住 所

氏 名
電話番号

印

洲本市結婚新生活支援補助金交付申請書

結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、洲本市結婚新生活支援補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請及び報告します。

婚姻日等	年 月 日	婚姻日等時点の年齢	歳 ・ 歳
事業内容	住居費用 (取得)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費用 (賃借)	契約締結年月日	年 月 日
		家賃 (B)	月額 円
		住居手当 (C)	月額 円
		実質家賃負担額 (D) (B - C) × 月数	月額 円 × か月 = 円
		共益費、敷金、礼金、仲介手数料 (E)	円
		住居費(賃借)合計 (F) (D + E)	円
	引越費用	引越しを行った日	年 月 日
		費用 (G)	円
	リフォーム費用	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (H)	円
	合計 (I) (A + F + G + H)		円
事業終了年月日		年 月 日	
交付申請額 (1,000円未満の端数切捨て) ※夫婦等共に年齢が29歳以下 上限60万円 ※上記以外 上限30万円		円	
同意及び 確認	申請書	☐ 本補助金の交付に必要な範囲において、申請者の婚姻等又は戸籍、住民票、所得及び市町村税の納付状況について、市が関係機関へ照会を行うことに同意します。 該当者のみチェック ☐ 住宅賃借に係る費用について、申請する賃料等の支払日以前から無職であったため、住宅手当の支給を受けていません。 勤務先： 退職日： 年 月 日 該当者のみチェック ☐ 住宅賃借に係る費用について、自営業のため住宅手当の支給を受けていません。 ☐ 補助金の交付の対象となる事務又は事業に関し、国又は地方公共団体から補助を受けていません。 ☐ 住民基本台帳法に違反していません。 ☐ 洲本市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は第 3 条に規定する暴力団密接関係者ではありません。 ☐ 内閣府及び洲本市による本事業の実施に係るアンケート等に協力します。	
該当する項目の□にチェックを入れてください		氏名	

年 月 日

洲本市長 様

(給与等の支払者)
所 在 地
事業者名
代表者名
電話番号



住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

氏 名	
住 所	

2 住宅手当支給状況

給与等の支払年月日	住宅手当の支給有無 ※該当する方にチェック	住宅手当の支給額（月額）
年 月から 年 月まで	☐ あり ☐ なし	円
年 月から 年 月まで	☐ あり ☐ なし	円
年 月から 年 月まで	☐ あり ☐ なし	円

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対して支給又は負担するすべての手当等の月額を言います。
- 2 法人の場合は社員、個人事業主の場合は代表印を押印してください。

第 号
年 月 日

様

洲本市長

洲本市結婚新生活支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった結婚新生活支援補助金については、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので、洲本市結婚新生活支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 決定

(1) 交付決定額 円

(2) 備考

洲本市結婚新生活支援補助金交付要綱第9条の規定により、以下の要件に該当するときは、交付決定を取り消し、補助金の返還請求を行うことがあります。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 不交付

理由

洲本市長 様

住 所

氏 名
電話番号

洲本市結婚新生活支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった結婚新生活支援補助金を次のとおり交付されるよう洲本市結婚新生活支援補助金交付要綱第 8 条の規定により請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融 機関名							支店名		種別	普通 当座
口座番号							フリガナ			
							口座名義人			

※口座名義人については必ず申請者氏名と一致すること。

第 号
年 月 日

様

洲本市長

洲本市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書兼返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった結婚新生活支援補助金について、下記のとおり交付決定を取り消すこととしたので、洲本市結婚新生活支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

1 交付済額 円

2 返還請求額 円

3 取消しの理由

4 納付期限 年 月 日

5 備考

上記の納付期限までに納付がないときは、洲本市結婚新生活支援補助金交付要綱第10条の規定により、当該期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した額の遅延利息を納付しなければなりません。